

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成26年2月14日（金）午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，佐藤由美子委員，瀬戸啓子委員，南條雅彦委員，濱本純子委員，樋口正行委員，平田裕章委員，福岡典子委員，水田美由紀委員，森雄二委員，山崎まさよ委員，山本繁委員，横田都志子委員

2 オブザーバー

細木明久事務局長，福田郁生首席家裁調査官，高田晃由首席書記官，八木哲也次席家裁調査官，川野梓家裁調査官

3 事務担当者

池田誠総務課長，木村康伸総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 委員長不在による職務代理の選任

藤田委員長が所用により欠席のため，家庭裁判所委員会規則6条3項，岡山家庭裁判所委員会確認事項3項により，山崎まさよ副委員長が本日の議長を務めることを確認した。

3 所長挨拶

4 前回の委員会が出された質問への回答

事務担当者から，成年後見事件の不正事案の統計数値について，説明がなされた。

5 意見交換等

(1) DVD視聴

「少年審判～少年の健全な育成のために」（最高裁判所制作）を視聴

(2) 家庭裁判所調査官による説明

オブザーバーとして参加した家庭裁判所調査官から以下の説明が行われた。

ア なぜ、家庭裁判所には、家裁調査官が配置されているのか。

イ 家裁調査官は、どのように養成されているのか。

ウ 家裁調査官の専門性は、どのような場面で発揮されているのか。

エ 質の高い人材の確保

(3) 意見交換

「家庭裁判所調査官の仕事と役割」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成26年6月24日（火）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

利用者目線から見た岡山家庭裁判所庁舎の利便性について（庁舎見学予定）

7 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長代理, ○委員 (委員長代理を除く。), △事務担当者)

◎家裁調査官の仕事や役割について, DVDを見ていただいた後, 調査官からも説明をしていただきましたが, 疑問点や意見などがありますか。

○各調査官は, 家事事件の担当と少年事件の担当という形で, 明確に分かれているのですか。

○岡山家裁本庁の調査官は, 家事担当と少年担当とに分かれています。

◎裁判所の規模によっては, 兼務しているところもあります。

○調査官の担当する事案は, 均等に配分されているのですか。それとも各調査官の力量に応じて事案の増減があるのですか。

◎事案の中には, 重い事件とか, そうでないもの, いろいろバリエーションがあり, それらは, まず, 複数の調査官で構成される「組」に分配され, その後, その「組」の中で, 担当調査官を定めるという形になっています。各「組」の中で, 極端に誰かに事件が集中することがないように調整を行ったりして, バランスをとっています。

○事件数としては, 少年事件よりも, 家事事件の方が多いように思うのですが, 家事担当の調査官の方が多いのですか。

◎家事担当の調査官の方が多いです。

○岡山県内の調査官の年齢層はどのようになっていますか。

△岡山においては, 若手, 中堅, ベテラン, 管理層と, 年齢構成は均等に配置されていると思います。

○弁護士として, 事件の代理人や付添人を務めていて感じるのは, 融通をきかせてくださる方と, そうでない方がいたり, 少年事件で頻繁に鑑別所まで足を運ぶ人もいれば, 比較的少ないと感じる人もあったりで, 調査官の仕事というのは, 本当に個々の調査官の方針とか流儀とかによって千差万別だということです。そのあたり, 「組」として, 仕事のやり方の方向性を協議したりすることはあるのでしょうか。

△先ほど御説明したとおり, 調査官は「組」というチームで仕事をしており, その「組」の中

で各事件の進行について協議することもあります。事件数も多いので、全件について、そのような協議をすることはできず、担当調査官が単独で動くケースもあります。それについては、管理職である主任調査官が、十分に目を配っていくことにしています。調査官にも個性があるので、それが事件処理に反映されるということはあるものの、研修などの場で、当事者がどのような話し掛け方をされると、どのように受け止めるかということを実施体験しながら学ばせるように配慮しています。

○当事者対応のノウハウというのは、どれくらい訓練するのですか。私自身、調査官の対応で不愉快な思いをしたケースが結構あります。例えば、少年事件で、審判の前に、調査官から、「この子駄目よ。」と言われてたり、養育費が問題になっている事件で、立会いの調査官から「相手方がこう言っているのだから、この額でいいでしょう。」と言われてたことがあります。このときは私も頭に来て、怒ったら、調停委員がもう一度相手方と交渉してくれて、結果として金額が上がりました。また、財産分与の事件で、主婦の依頼者が自分の考えを述べたところ、調査官から「あなたの言い分は通らん。」と言われてた記憶もあります。だから、調査官に対しては、まず、公平に双方の言い分を聞くという態度で臨んでいただきたいという思いがあります。そういう経験から、当事者対応のノウハウの研修をするとのことですが、具体的に、どういうことをしているのか教えていただきたい。

○私も今思い出したので、今の意見に補足したいと思います。調停の席上で、最近、やっと、調停委員が当事者に名前を言って、自分の立場は何なのかを説明し、挨拶するようになってきましたが、調査官には、そのようなことがまだ行き届いてなくて、当事者には、調停の席上にいる調査官が何者かよく分からないまま、進行することがあります。そして、その調査官が専門的な話をすると、調停委員は素人なので、調査官に言われると、どうしても「そうですね。」とか言って、何というか、調停が調査官主導で進んでいるような印象を私も何度か持ったことがあるので、その点は是非とも再考いただきたいと思います。また、調停の場においては、調査官が何者であるかというのは、必ず当事者に説明すべきだと思います。

◎今のような貴重な御意見を踏まえて、今後の調査官の教育に役立てたいと思います。

○先ほどのDVDでは、非行少年とは思えないくらい、ちゃんと物が言えるし、両親も立ち直

りが早いという点に違和感がありました。今の中学生を見ていると、物が言えず、何か一つ聞こうと思っても、それを聞くまでに時間をたっぷり掛けないと本音は言わないので、ついつい教員の方が先走って「こうじゃないの。ああじゃないの。」って質問して、それに対する答えだけなのに、中学生がすべて「このように言った。」ということにしてしまいがちです。そういう経験から、調査官の方々が、事件を起こした少年の話聞き、本音を引き出すのは、非常に難しいだろうなと思いました。

◎次に、質の高い人材の確保というテーマに移ることにしたいと思いますが、この点については、ぜひ、皆さんのお知恵を拝借したいと思っていますところでは。

○配布資料を見ると、人物試験の配点比率が非常に高くなっていて、集団討論や個別面接が行われているようですが、実際にはどのような集団討論が行われ、それをどのように判断しているのでしょうか。

△大変申し訳ありませんが、この資料に示されている人物試験の具体的内容は、私のところでは把握できていません。

○最近の人は、面接試験であれば、その対策マニュアルみたいなものがあるが、対応できそうだが、具体的内容が分からない人物試験となると、何か引きそうな気がします。

◎確かに、面接試験というより人物試験と言われたほうが、ちょっと恐ろしい感じがしますね。

○採用試験は、どこで実施するのですか。

△1次試験は東京、仙台、札幌、大阪、名古屋、高松、広島、福岡、那覇の9会場で実施され、2次試験は、東京、大阪、福岡の3会場で実施されています。

○若い調査官の方は、実際に人物試験を受けたのでしょうか、その内容をちょっと教えていただけないでしょうか。

△私は現行制度での試験ではなく、試験制度が変わる前の試験を受けておりますので、現在の人物試験の中身は把握していません。

○人物試験になったから受験者が減ったのではないのでしょうか。やはり、人物試験という名称が悪いと思います。この試験の名前だと、試験に落ちると、人間的に駄目だと言われているような気がするので、私もこれだったら受けないと思います。

○中学校では、2年生で職場体験学習（キャリアスタートウイーク）をやっています。裁判所にも行き、裁判官の仕事などを見せていただいています。調査官の仕事は見てもらっていないように思います。見せてもらえれば、子供たちは中学校に帰ってレポートを書いて、みんなで発表し合ったりするので、アピールになると思います。中学生が、調査官の仕事を知ったら、興味を示すかも知れません。

◎確かに、説明の仕方を工夫する必要があるかも知れませんね。

○岡山は田舎なので、地方公務員ではなく国家公務員の試験を受けるというのは、中学生にとっては、感覚的にちょっとハードルが高いのだろうと感じます。今、ビデオで見せてもらった調査官の仕事は、少年の話を聞くことから始まるという内容でしたが、そうであれば、こんなに難しい試験が必要なのかと思ってしまいます。勉強ができるだけの人が調査官になると、機械的で、何か冷たい判断をされそうだと思います。

◎今の話は、人物試験という名前は変だけど、この部分はやっぱりウエートは高いということになるでしょうか。

○高いということになります。

○私は、「調査官という仕事は、知りません。」という人は、多分、たくさんいるのだろうと思います。採用試験の志願者数が余り伸びていないという理由について、裁判所の方では、どのように考えているのでしょうか。

△正式な分析や見解は発表されておらず、あくまでも個人的な見解ということになりますが、一つは、調査官という仕事が広く知られてないという点が上げられると思います。次に、少年鑑別所とか、あるいは少年院とかに勤める職員である人間科学を専門とする法務省専門職員採用試験というのがあり、これと業務内容が似通っている上に、試験科目的にも重複するところが多いので、受験者がそちらに流れているということも考えられます。その理由としては、調査官の異動が全国区であるのに対して、法務省の方は管区内という、採用後の異動の面での負担感の違いから、調査官が敬遠されているという面もあるのかも知れません。

○年間の志願者と採用者というのは、どれぐらいの数になるのですか。

○平成25年度の調査官の採用試験の受験申込者数は、全国で869人でした。5年ほど前と

比べると受験者数は、約500人減少しています。倍率も年々低下しており、平成25年度は10倍を切りまして9.9倍となりました。

○志願者数を増やしたいということであれば、こういう仕事があるということ、しっかり見せていく必要があると思います。もう一つは、試験会場を増やして、もう少し近くで受けることができるようにすべきじゃないでしょうか。集団面接とかあるので、2次試験は難しい面はあるかと思いますが、もう少し、いろんなところで受けることができるようにしないと、なかなか志願者は増えないと思います。

○大学等へも、いろいろと説明に行っているのですか。

△採用試験そのものの説明ではないのですが、調査官の仕事を大学生にPRすることを目的とした「調査官ガイダンス」というイベントを昨日行ったところです。そのイベントの宣伝をするため、岡山大学と県立大学を訪問しまして、職員の方にイベントの内容などの説明をさせていただきました。そのほか、ノートルダム清心女子大学とか美作大学にも、直接声を掛けたりしたところ、例年以上の応募がありました。

○具体的なところは分かりませんが、声の掛け先としては、もう少し、まだ開拓の余地があるのかなという気がします。

○中学校と大学の話が出ましたが、高校で大学の学部を選ぶことになるので、高校生へのPRが重要だと思います。それと、親の介護があつたりすると、全国転勤の仕事は避けようと思うので、遠くへの転勤をなくせば、志望者はもっと増えるのではないのでしょうか。

○調査官のお仕事というと、家庭を訪問したりもされますよね。午後5時を過ぎてから行ったり、土日しか行けないこととかあると思うのですが。

△基本的には、執務時間内に全ての仕事を行うというのが原則です。ただ、当事者とお会いしていて時間が延びるということもありますし、お子さんと会うために、学校が終わった時間に訪問するということがあります。

○休みが取れなくて日曜日しか会えないというような方も多いのではないのでしょうか。そうになると、勤務時間は変則的になると思いますし、来てもらうのと違って、行くというのは、かなり心理的な負担が大きいのではないかと思います。大体1人で行くのですよね。

○私も弁護士をしていて、依頼者の家に1人で入るのは、すごく嫌なんです。それをされるという意味では、大変な仕事だと思いますし、対立構造もあるので、危険な仕事でもあると思います。危険手当でもないと、なかなか希望者は増えないのではないのでしょうか。

◎相当タフでないと務まらないということでしょうか。

○そうだと思います。DVの事案など、凶暴な人が相手になることもあると思うので、普通の公務員の手当でいいのかなとか思わないでもないですね。

○ちなみに、調査官の男女の比率というのは、今どんな感じですか。

△岡山の男女比は、約3対2で、男性が多くなっています。

○調査官の採用試験には年齢制限があるのですか。大変なお仕事なので、特に学生に限るのではなく、いろいろな経験がある方を広く募り、一緒に仕事をするもの、役に立つのではないかと思います。

△例えば、昭和59年4月2日以降に生まれた方というような形で、例年、年齢の上限を30歳としているようです。

○教員の採用試験の年齢の上限は、35歳です。また、年齢特例の制度もあります。

◎調査官の年齢制限を上げてもいいのではないかとということですね。

○人と余り関わりたくないという風潮の中で、困っている人たちのところに訪問に行って、おだてたり、なだめたりして調査をするという調査官の仕事を、今の若い人たちがやりたいとは思わないでしょう。試験云々以前に、怖くて、こんな仕事に就きたくないと思うのではないのでしょうか。怖いだけじゃなくて、与えられた問題がとっても難しく、簡単に答えを出せないような難しいパズルを解かなくてはならないという仕事を、よくされているなあと、さっきから感心して聞いていました。

○藤田委員長は、夜、患者のところに出掛けることがあるそうですが、何か事が起きたらいけないので、絶対に1人では行かないそうです。

◎調査官も、複数で行くべきだという御意見ですね。

○調査官は、1人で怖い思いをしたことはないのですか。

△怖い思いをすることはありますが、いつも命の危険にさらされているわけではありません。

○もっと危険で、命を落とすような仕事も、いっぱいありますよ。

○試験を受けて入るのに、仕事がちょっと危険過ぎませんか。だから受験しないんだと思う。

○今の若者が就職するところは、もっと危険なところがいっぱいあると思うんです。今の就活のひどさを考えたら、「試験を通ればいいなんて、いいな。」と思う人だっているはずですよ。

○津山支部の調査官の記事を読ませてもらいましたが、学校ですら、いじめの問題、学級崩壊が起きて、モンスターペアレントとか前後の全然脈絡なしに突然ポンと降りてきて、かき乱すだけ乱して、言うことも一つも聞かないというヘリコプターペアレントとかが出てきて大変なのに、それよりもう一つランクが上の事件を調査しなければならない調査官の仕事が、こんなきれいな事で済むはずがないと思っています。この記事には、現実が全然語られてないような気がします。言葉が通じない、会話が成立しない、承諾もしない、納得もしない、むしろますます居丈高になってけんか腰になってくる。そんな人と向き合わなければならないとき、調査官はどうしているのですか。

◎おっしゃるとおりだと思います、だから日々苦勞していると思います。

○質の高い人材を確保するというのは、言うのは簡単ですけど、どこの会社にとっても、それは非常に重要で難しい問題です。当社も同様で、志願者は、昔に比べるとかなり減っています。今、新聞社のイメージは非常に悪くて、事件事故は夜とか休みとか関係なく起きるので、休みが飛ぶとか、夜中に呼出しがあるとか、マイナスのイメージが多くて敬遠されているのだらうと思っています。実際、ここ何年も、内定を出しても何人か辞めていって、必要最低限の人数が確保できないということが続いているような状況です。それと比べると、調査官の採用試験には、これだけ志願者がいるのだから、まだいいんじゃないかと思います。調査官の質をどうやったら確保できるかというのは、ある程度のレベルのところに到達している人間をいかに採用するか、確保するかという問題だと思うんです。そうすると、受験科目として心理学、社会学、社会福祉学、教育学といっぱい記載がありますが、余りにも分野を増やし過ぎでないかという気がします。まずこういうところのハードルを下げて、本当に調査官に求められる人材とか、こういう人が欲しいというのを明確に打ち出して、その人材を採るためには、こういうところがクリアできてないと最低限駄目だというところを絞り込んだ上で試験科目を決める

という形にして、ハードルを下げ、間口を広げて、でもここだけは譲れませんよという線を出すべきと思います。国家試験なので、簡単にできるかどうかというのは度外視して言っていますが、これだけ専門性が高くて重要な仕事であれば、ほかの国家公務員の試験とは別の採用の仕方でいいのではないかという気はします。今のこの受験案内だと、これをぱっと見ただけで、敬遠する人がかなりいるのではないかという気がします。

○転職するための資格を取る専門学校がいっぱいありますが、司法書士や行政書士になろうという人が、調査官の試験に関する情報を得られているのかなと思います。30歳までなら受験資格があるのだから、そういう専門学校に、調査官募集のポスターとかを貼るなどといった働き掛けができれば、そこでもまた網が張れるのではないのでしょうか。

◎ありがとうございます。時間も参りましたので、意見交換はこれで終了とさせていただきます。参考になる多数の御意見をいただき、ありがとうございました。